

# 10 保 険 課

## (1) 健康保険組合の規約変更の認可等

### ① 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき、国の健康保険事業を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要となっており、健康保険組合には企業のサラリーマン等が加入しています。

近畿厚生局では、健康保険組合から提出される規約変更認可申請書、届出書等の受理及び審査による認可業務のほか、厚生労働大臣への提出書類の審査等の業務を行っています。

### ② 実績

- ・ 近畿厚生局が所管する健康保険組合数（各年度末時点）

	単 一	連 合	総 合	総 数
25年度	215 組合	7 組合	58 組合	280 組合
26年度	210 組合	7 組合	58 組合	275 組合
27年度	209 組合	7 組合	58 組合	274 組合

- ・ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
25年度	427	1,174	4,553	734
26年度	467	1,861	3,619	820
27年度	451	1,501	3,587	832

## (2) 健康保険組合の指導監査等

### ① 概要

健康保険組合では、法令・通知・組合規約・組合規程に基づいて、健康保険組合の事業を運営しています。

近畿厚生局では、その事業運営が適正に実施されていることについて検査するほか、財政状況が悪化している健康保険組合や医療費が高額となっている健康保険組合に対する指導等を目的として、管内の健康保険組合に対し実地指導監査を実施しています。

また、健康保険組合における適正な予算編成のため、1月に説明会を開催しています。

### ② 実績

財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から実地監査を実施し、医療費や被保険者数等の状況を踏まえた保険料率の設定など、事業全般にわたる指導を行いました。

また、一人当たり医療費の高い健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を

置いて実地監査を実施するとともに、疾病予防及び特定健診等の事業の実施状況等を確認、健康保険組合の実情に応じた効果的な保健事業の実施に係る指導を行いました。

	25年度	26年度	27年度
実地指導監査	55組合	49組合	52組合

### (3) 全国健康保険協会支部の立入検査

#### ① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない企業など、主として中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険の事業を法令・通知・諸規程に基づき運営しています。

近畿厚生局では、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部の事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

#### ② 実績

会計事務及び業務等の事故防止を図る観点から立入検査を実施し、諸規程及び運用マニュアル等に基づき適正に行われていること及び個人情報の取り扱いが適正であることを確認しました。

	25年度	26年度	27年度
立入検査	2支部	3支部	2支部

### (4) 全国健康保険協会支部が行う立入検査の認可

#### ① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、加入者に対する保険給付の決定に関し、必要に応じて事業主への立入検査等を法令に基づき実施します。

平成26年4月1日からは、全国健康保険協会が行う立入検査等に対する厚生労働大臣の認可の権限が、地方厚生局長に委任されましたので、近畿厚生局では、管内の全国健康保険協会支部が行う立入検査等について審査・認可業務を行います。

また、認可有効期間の満了時に、全国健康保険協会の支部から立入検査等実施結果の報告を受け、適正に実施されていることを確認しています。

#### ② 実績

##### ・認可

	26年度	27年度
立入検査等認可	66件	152件

##### ・結果報告の受理・確認

	26年度	27年度
立入検査等結果報告	6件	121件